

平成 30 年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、地域社会と調和のとれた農業等の振興、地球環境の保全及び自然環境の回復等、良好な生活環境の保全をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② パリ協定を踏まえての民生部門に力点を置いた地球温暖化防止のための取り組み
- ③ 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理

を柱に各般の事業を推進している。

平成 30 年度においては、農政分野において、農業振興ゾーンの設定を含む地域単位での農地の利用促進を進める大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（以下、「都市農業・農空間条例」という）の改正条例が施行し、環境分野では、「気候変動適応法案」が今期の 196 回通常国会に上程されたところであり、公社としても、これらの方向性に即し、機敏に事業展開を進める必要がある。

一方、公社の収支状況をみると、近年一定の改善がみられるものの、国・大阪府の委託費や補助金の見直しや給与改定等に伴う人件費の負担増等により、依然、厳しい経営状況に置かれており、平成 28 年度を期初とする新たな中期経営計画に沿って、将来を見据えた事業を実施しつつ、収益性の向上と経営の安定向上をめざす。

I 農地中間管理事業等農地関連事業

公社は、平成 26 年度から農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施している。

本事業の展開にあたっては、

- ① 農地の集積・集約化による経営基盤の強化
- ② 遊休農地の解消、未然防止による農空間の保全・活用

を基本理念として、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき推進している。

また、平成 30 年度においては、新たな、「おおさか農政アクションプラン」、「都市農業・農空間条例」の目指す方向性に従い、大阪府の「農地中間管理機構関連農地整備事業」、農の分野における障がい者の雇用・就労を促進する「ハートフル企業の農の参入促進事業」、企業や都市住民が農業参入しやすくするための「農業人材参入定着サポート事業」などの取組みと連携を図りながら、農地中間管理事業を展開するとともに、新たに、公社の有するノウハウやネットワークを活かし、農業経営の規模拡大や法人化等に関する経営相談・専門家派遣を行う「農業経営相談所」の運営を行う。

また、農業振興地域以外の農空間の保全についても、大阪府からの補助金を受け、遊休農地の解消及び未然防止を図るとともに、就農希望者への支援等都市農業と農空間の保全・活用を進める。

II 自然環境保全関連事業

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、人々が樹木や草花などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感し、教育的機能や福祉的機能の利用機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を進める施策を展開している。

公社は、これらの施設の拠点として整備された「大阪府民の森」について、平成 28 年度から 32 年度まで指定管理者として管理運営を行う。

府民の森の管理運営にあたっては、施設・設備の不具合により園地利用者の事故の原因となることがないように、毎日の点検や定期点検を確実に実施し、事故や破損が発生する前に補修や修繕、安全対策措置を講じ、安全・安心を最優先して取り組む。現在、施設についてはすでに設置後 40 年近くが経過しており、劣化が顕著な施設、安全性に懸念がある施設について、随時、所有者の大阪府と協議・調整しながら利用者の安全確保対策に取り組む。また、ナラ枯れ被害は、なるかわ、みずのみ園地で依然増加しており、ナラ枯れによる倒木、枯れ枝落下被害を未然に防止し、来園者が安全に安心して園地を利用することができるよう危険木対策に引き続き取り組む。

また、府民の森の魅力を高めるため、共同事業体の非営利活動法人をはじめ、多様な団体、ボランティア等と連携し、フィールドを活用した多彩なメニューによる自然体験プログラム、イベントを実施する。

平成 29 年度から公益目的事業として実施している「ナラ枯れ跡地の森づくり」については、行政、学識経験者、関係団体の協力を得ながら森づくり方針、管理方法等の検討を進めながら、さまざまな団体、企業、大学等が森づくり活動を実践できるようフィールドの条件整備や技術的な支援を行い、各主体による森づくり活動が定着するよう取り組む。今年度は府民の森指定管理期間 5 年の中間年の 3 年目にあたることから、提案内容の実施状況、管理運営上の課題抽出・解決方策を検討するとともに、「森づくり」事業など新たな取組みを通じて、専門知識や業務遂行能力など公社の強みを強化し、次期指定管理の指定に向け点検・確認を行う。

「大阪府立金剛登山道駐車場」については、平成 30 年度から 32 年度まで引き続き指定管理を受託することになった。金剛山ロープウェイの最も近い駐車場の認知度を高め、利用者の増大を図る一方、経費の節減に努め、収支バランスが取れるよう努める。

III 地球温暖化防止活動推進支援等事業

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が平成 28 年 11 月 4 日に発効し、日本においては、「地球温暖化対策計画」で定めた 2030 年度の温室効果ガス排出量の 2013 年度比 26%削減を実現するための対策（緩和策）とともに、「気候変動の影響への適応計画」に基づく温暖化の悪影響への適応（適応策）を強力に推進することが求められている。

このような状況を踏まえ、公社は、「地球温暖化対策の推進のための法律（以下「法」という。）」に基づき大阪府知事から指定を受けた大阪府地球温暖化防止活動推進センター（以

下「大阪センター」という。)として、緩和策の推進、適応策の推進及び府民の行動変容に向けた普及啓発を3本の柱にして、大阪府の地球温暖化防止施策を補完する取り組みを進める。

緩和策については、家庭向けには「省エネ相談会」や「うちエコ診断」、事業者向けには「CO₂削減ポテンシャル診断」を行い、効果的な設備改善や運用改善によるCO₂排出量の削減対策を提案する。また、地方公共団体実行計画事務事業編PDCA調査やCO₂削減ポテンシャル診断の実績等を踏まえ、市町村に対して事務事業対策の支援の働きかけを行う。その他、平成29年度から実施しているインドネシアに対する省エネ診断の支援事業を引き続き推進する。

適応策については、セミナーの開催等による啓発活動を府内各地で実施することにより、地球温暖化が人の健康や生活、森林、農作物に与える影響にどのように適応していくかの議論を深めていく。また、「気候変動適応法」に基づく国の動向等についての情報収集に努め、大阪センターとしてどのように関わっていくのか、大阪府とともに検討を行う。

行動変容については、セミナーの開催、イベントでのブース出展、出前講座等による府民向けの普及啓発において、行動経済学「ナッジ」の考え方を取り込めるように検討する。

これらの取り組みにあたっては、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村はもとより、環境NPOや大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)等と協働して推進していくこととする。

□事業概要

1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府では、農業従事者の高齢化、担い手不足や農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構として、国や大阪府の農業施策と一体となり、関係機関と連携して農地の有効活用、農空間の保全の取組みを推進する。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「機構」という。）が行う平成30年度の農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）は、大阪府が策定した基本方針及び「農地中間管理事業規程」に則り、担い手への農地の集積と集約を推進するとともに、遊休農地の解消及び未然防止に努め、大阪府域における農空間の保全・活用に資することをめざす。

また、事業の推進にあたっては、大阪府の条例や新たなおおさか農政アクションプラン（以下「プラン」という。）をはじめ、大阪府や市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意しながら実施する。

② 事業目標

平成30年度の農地貸借の面積は、基本方針により15ha以上を目標とする。

また、プランの目標達成に向け、機構としての役割を果たしていく。

③関係機関との連携

・大阪府が農政室及び農と緑の総合事務所で立ち上げた農地中間管理事業プロジェクトチームと連携し、府と機構との役割分担の上にとって、一体となった事業推進を図る。

・市町村、土地改良区には引き続き機構事業の業務委託を促していくとともに、市町村、農業委員会及びJA・土地改良区等農業団体と緊密に連携し機構事業を実施する。

特に、農業委員会は農地利用の最適化を行うことが必須業務化されたことから、より密接に連携するものとする。

④重点対象地区

大阪府と協議し、人・農地プランの話し合いが進んでいる地域や機運が高まっている地域など、具体的に集積が見込まれる地域を重点対象地区と指定し、大阪府や市町村とともに機構事業の活用に向けて、地域への働きかけを行う。

(2) その他の農地貸借事業

機構事業を活用できない農業振興地域以外の農地についても、大阪府や市町村と連携し、貸借にかかる手続きの支援を行う。

また、旧農地保有合理化事業により貸借している農地の管理業務を行う。

(3) 就農支援事業

大阪農業を成長産業化させるためには、農業生産の中軸を担う農業者の育成が急務となっており、機構事業を進める中で、担い手が不足している地域に対し、主力となる農業者の就農を進めることが求められている。

そのため、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業経営者の実情に応じて、農業経営の法人化や規模拡大などの多様な経営課題の解決に資するよう、国の補助制度を活用し、専門家の派遣・巡回指導等を行う「農業経営相談所」の運営を行う。なお、支援対象となる農業経営者については、大阪府の農業普及組織等と一体となって実施する。

また、大阪農業の成長産業化の中軸的な担い手を育成するため、大阪府、JAグループが開設するビジネススクールについて、国の補助制度の実施主体として支援していく。

(4) 荒廃農地解消事業

機構は、受け手が円滑に営農できる環境を整えるため、市からの補助金を受け、遊休農地の草刈り等を行う荒廃農地解消事業を、機構事業による貸借とあわせて実施していく。

2 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府民の森北河内地区、中河内地区、南河内地区の管理運営は、安全確保を最優先として、利用者の利便性や楽しさの向上を図りながら、収益事業の展開を図る。

平成28年度からの指定管理は公社が代表となり、北河内地区は大阪府森林組合及び特定非営利活動法人里山サロン（以下「里山サロン」という。）との共同事業体、中河内地区と南河内地区は大阪府森林組合との共同事業体として管理運営を行っている。

大 阪 府 民 の 森

地区名	園 地 名	面積(ha)	主 要 施 設	所在地
北河内 地 区	くろんど園地	105	バーベキュー場	交野市
	ほしだ園地	105	吊り橋・登攀壁・有料駐車場等	交野市
	緑の文化園むろいけ園地	49	大型遊具・ウォークボード等	四條畷市
	小 計	259		
中河内 地 区	くさか園地	58	芝生広場等	東大阪市
	ぬかた園地	62	あじさい園・芝生広場等	東大阪市
	なるかわ園地	204	らくらく登山道・森のレストハウス・ツツジ園等	東大阪市
	みずのみ園地	17	芝生広場等	八尾市
	小 計	341		
南河内 地 区	ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場・星と自然のミュージアム等	千早赤阪村
合 計		613	以上8園地（ほりご園地を除く）	

(1) 安全で快適な施設管理

案内所、休憩所、トイレなどの木造施設、管理道、園路、木製階段などの基盤施設、給水施設や防火施設の機械設備等は、設置から40年近く経過しているものもあり、劣化、老朽化が顕著になっている。

このため、日常の点検、パトロールを確実にを行い、不具合を発見した施設、設備の補修、修繕について、可能なものは園地職員が速やかに行い、指定管理者が行うべき補修や修繕で専門技術を必要とするものは、使用禁止など安全措置を取った上で専門業者に依頼するなど、利用者の安全と快適な利用を優先するよう努める。

また、掲示板、案内標識により、利用上の注意喚起を適切に行い、安全確保に努めるほか、ほしだ園地「星のブランコ」や「クライミングウォール」など、特に安全面での配慮が必要な施設については、1年に1回、専門家による点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する。

以上のほか、年2回の一斉施設点検結果と随時の施設点検結果を大阪府に報告し、劣化が顕著な施設や安全性に懸念のある施設について情報共有し、府と協議・調整しながら、利用者の安全確保対策に取り組む。

府民の森のナラ枯れ被害は、北河内地区では減少傾向にあるものの、中河内地区、特になるかわ、みずのみ園地に被害が増加している。ナラ枯れによる倒木、枯れ枝落下被害を未然に防止し、来園者が安全に安心して園地を利用することができるよう危険木対策に引き続き取り組む。被害木の伐採、枯れ枝除去については、園地職員や園地職員 OB で組織する植生管理チームが実施するほか、高度な技術を要するものについては、共同事業体の大阪府森林組合が安全かつ迅速に伐採処理を行う。

(2) 魅力ある府民の森の運営

誰もが気軽に利用できる園地の運営をめざすため、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

自然体験イベントについては、共同事業体の里山サロン、府民の森を主な活動地としている非営利活動法人日本パークレンジャー協会をはじめ、さまざまな団体とともに、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、新たな魅力づくりに努める。

これらの園地の魅力情報は、各園地のブログにより随時発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB 情報媒体等の多様な広報媒体を活用し、広く府民に発信する。

また、各園地案内所に、園地利用者が情報収集、発信が容易にできるよう大阪フリーWi-Fi 環境を整備、外国人や若い利用者が急増しているほしだ園地をはじめ各園地で利用者自らが SNS 等により園地情報を広く発信してもらえるよう周知に努める。

さらに、ほしだ園地では、春、秋の行楽シーズンに駐車場が大混雑し、入場を断ったり、前面道路の国道 168 号で渋滞が発生する事態が発生していることから、今年度は駐車場入口付近にライブカメラを設置し、駐車場の混雑や前面道路の渋滞の状況がリアルタイムにホームページ等で確認できるようにするとともに実績に基づき比較的空いている時間帯を情報提供するなど、利用者の安全性と利便性が高まるよう取り組む。

(3) ナラ枯れ被害跡地の森づくりの推進

ナラ枯れ被害跡地の森づくりについて、さまざまな団体、企業等と協働して取り組みが行えるよう、大阪府や学識者の意見も聞きながら、目指すべき森林の姿、実現のための最適な森林作業や管理方法など、引き続き調査・検討を行う。

団体、企業、大学等が自ら行う森づくり活動が始まり定着するよう、むろいけ園地やくろんど園地で活動フィールドの条件整備や技術的な支援を行うなど、各主体と連携した取り組みを進める。

(4) 府民の森自主事業

くろんど園地において、さまざまな団体、企業等がナラ枯れ被害跡地の森づくり活動や第 2 キャンプ場跡地を活用した自主活動等を行うことができるよう、特定非営利活動法人日本パークレンジャー協会と連携し、魅力あるプログラムや活動を提案し、支援する取り組みを進める。

3 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

(1) 府民の森直営事業

府民の森の管理運営、公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や、新規収益事業の開発に努める。

平成30年度においては、府民の森等を活用した多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、「まるごとハイキングマップ」、飲食物の販売などを行い、利用者へのサービス提供と収益確保を図る。

カーボン・オフセット制度を活用した環境貢献型商品「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「まるごとハイキングマップ」をホームページ、啓発看板、チラシによりPRし、収益の向上を図るとともに、府民の森利用者の利便性の向上、地球環境保全に取り組む府民の森の周知に努める。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

平成30年度から32年度までの3年間、指定管理者となった大阪府立金剛登山道駐車場の運営については、ロープウェイや香楠荘などの山頂施設や千早赤阪村、村観光協会などのイベントと連携し、集客の向上に努める。

また、現地での金剛山情報の提供、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業、府民の森ちはや園地と連携したブログによる冬季の道路情報の提供など、きめ細かなサービスに努め、駐車場利用者の確保を図る。

府立金剛登山道駐車場

所在地	南河内郡千早赤阪村千早 1330-2
施設の種別及び規模	第1駐車場（ロープウェイ下） 15,276 m ² （150台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、管理棟1棟） 第2駐車場（バス停前） 18,012 m ² （156台収容） 付帯施設（公衆便所1棟、バスロータリー、自動2輪駐輪区画）
駐車場料金	普通自動車 600円/1回 大型バス 1,300円/1回

4 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

地球温暖化対策の推進に関する法律により大阪府知事から指定を受けた大阪センターとして、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村はもとより、NPOや大学・専門学校生、推進員等と協働して、次の地球温暖化防止活動事業を実施する。

(1) 地球温暖化の緩和策の推進

① 家庭向けのCO₂排出削減対策

大阪府の委託事業「家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業」への参入を図り、推進員を活用して、具体的かつきめ細かな省エネアドバイスを行える人材を養成するとともに、市町村イベントや商業施設で民間と連携した省エネ相談を実施する。

また、より関心のある府民には、環境省の「うちエコ診断制度」に基づく、より詳細な家庭の省エネ診断を行う。

省エネ相談・診断は700件以上の実施を目指す。

② 事業所向けのCO₂排出削減対策

環境省のCO₂削減ポテンシャル診断事業を活用して、事業所の省エネ診断を行う。診断は、現場ウォークスルー調査、既存データの収集と分析、電流・温度・流量等の計測と解析、設備更新・運用改善等の対策候補の選定、CO₂排出削減量や投資効果の算定、診断結果報告書の作成、報告会での事業者との協議の手順で行い、効果的なCO₂削減対策を誘導する。

公社は、民間事業者等に本事業への応募を促し、7件以上の診断の実施を目指す。

③ 市町村向けのCO₂排出削減対策

市町村が地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）の策定・改定、省エネ診断等による取組の強化・拡充、取組実行体制の整備等を行うに当たって必要となる調査・検討に対して、環境省が補助を行うもの（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）。

公社は、市町村に対して本事業への応募を促すとともに、地方公共団体実行計画事務事業編PDCA支援に係る業務やCO₂削減ポテンシャル診断の実績をアピールすることにより事業参入を図る。

(2) 府民の行動変容に向けた普及啓発

① 地域における地球温暖化防止活動の促進

環境省の地球温暖化防止活動推進センター向けの補助金を活用して、大阪府が委嘱した推進員や環境NPO、市町村などと連携し、セミナーの開催、環境イベントへのブース出展などを通じて、府民への地球温暖化対策の普及啓発を行うとともに、大阪センター職員や推進員を学校での出前授業、市町村等で実施する行事へ派遣することなどにより、地域での活動を支援・促進する。これらの取り組みにあたっては、アンケートを実施して啓発効果等の把握を行う。

また、府民への普及啓発のため、広報誌「えこっと OSAKA」を発行する。

② 地方公共団体と連携した CO₂排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長等が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業に対して環境省が補助を行うもの。

公社は、市町村に対して本事業への応募を促すとともに、公社の普及啓発や温暖化教育のノウハウと実績をアピールすることにより事業参入を図る。

5 環境調査・相談事業（その他会計1）

国や府、市町村等が実施する地球温暖化防止に係る事業や大規模事業に伴う環境監視事業その他環境行政の推進に資する事業などに積極的に応募し、競争的資金の獲得に努める。

(1) 地球温暖化の適応策の推進

① 温暖化「適応」推進事業

大阪府の委託事業への参入を図り、地球温暖化の進行に伴い、現在あるいは今後現れる気候変動の影響への「適応」について、府民をはじめ、環境NPOや市町村職員等の理解を深めるとともに、身近な気候変動の影響への「適応」の推進を図る。

事業の実施にあたっては、環境・森林緑地・農政チームの持つノウハウや人脈を結集して、人の健康や生活、森林、農作物に与える影響にどのように適応していくかの議論を深めていく。

(2) 地球温暖化の緩和策の推進

① コベネフィット型環境対策技術等の国際展開に係るインドネシアとの二国間協力事業

平成30年度はインドネシア国立紙パルプセンターと連携を図りながら、石炭焚ボイラーを使用するパルプ・製紙工場1社（現在選定中）についてコベネ事業を実施する予定。

事業の実施にあたっては、平成29年度の成果を踏まえ、より詳細な現地調査を行うとともに、製造ライン等の省エネ対策についても調査を行い総合的な対策メニューを提案する。

また、29年度に作成したガイドラインを活用し、国立紙パルプセンターをはじめ企業や自治体の技術者を対象としたセミナーを開催し省エネ技術の普及促進を図る。

(3) 大規模事業に伴う環境監視事業

① 箕面北部丘陵地区動植物調査業務

大阪府の委託事業に算入を図り、箕面北部丘陵地区における「水と緑の健康都市土地区画整理事業」区域に生息するオオタカなど貴重な動植物及びその他の生物への影響についての調査、営巣木のアカマツ保全対策等を行う。

事業は、これまでと同様に、地元で森林保全活動を行っているNPOやオオタカ等の鳥類の専門家の協力を得て進めることとする。

(4) その他環境行政の推進に資する事業

環境省その他の国の省庁、市町村、民間財団が募集する補助・委託事業に広くアンテナを張るとともに、大阪府の協力も得て、市町村や民間事業者のニーズの把握に努め、公社として支援等の関与ができる事業を開拓し、参画を図っていく。

また、職員は地球温暖化や省エネルギー等の知見や経験を深めることにより、将来的には講演ビジネス事業として育つよう、依頼者の信頼にこたえていく。